

## 福島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活における便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は本市に住所を有し、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

### (給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

なお、申請書の記載内容を訂正する場合は、申請者の本人確認をしたうえで、訂正事項の上に二重線を引き、正しい事項を記載するものとする。申請者の本人確認については、窓口で行うものとし、マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等官公庁が発行する写真付きの身分証明書の場合は1点での確認、健康保険者証や年金手帳等の場合は2点での確認とする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分町民税の課税額を証明する書類
- (3) 生活保護及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合はその旨についての福祉事務所長の証明書
- (4) その他市長が必要があると認めた書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書を作成するものとする。

### (給付の決定等)

第4条 市長は、前条2項の規定により作成した調査書により、必要性を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾

病児等日常生活用具給付決定通知書及び小児慢性特定疾病児等日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、同項の規定により用具の給付を行わないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児等日常生活用具給付却下決定通知書を申請者に交付するものとする。

#### (用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

- 2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

#### (費用の負担及び支払い)

第6条 用具の給付を受けた申請者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により申請者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。
- 3 用具の給付を受けた申請者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により用具の給付を受けた申請者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項に規定する費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

#### (用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 市長は、当該用具の給付を受けた者が、前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

#### (給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

種目	対象者	性能
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。

クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(畜便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(畜尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人口鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表2(第5条関係)

## 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年2,400円以下	D1階層	3,450	350
		2,401~4,800円	D2階層	3,800	380
		4,801~8,400円	D3階層	4,250	430
		8,401~12,000円	D4階層	4,700	470
		12,001~16,200円	D5階層	5,500	550
		16,201~21,000円	D6階層	6,250	630
		21,001~46,200円	D7階層	8,100	810
		46,201~60,000円	D8階層	9,350	940
		60,001~78,000円	D9階層	11,550	1,160
		78,001~100,500円	D10階層	13,750	1,380
		100,501~190,000円	D11階層	17,850	1,790
		190,001~299,500円	D12階層	22,000	2,200
		229,501~831,900円	D13階層	26,150	2,620
		831,901~1,467,000円	D14階層	40,350	4,040
		1,467,001~1,632,000円	D15階層	42,500	4,250
		1,632,001~2,302,900円	D16階層	51,450	5,150
		2,302,901~3,117,000円	D17階層	61,250	6,130
		3,117,001~4,173,000円	D18階層	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D19階層	全額	左の徴収基準額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 備考

### 1 徴収月額決定の特例

- (1) A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童については徴収基準月額により、それ以外の児童については加算基準月額により、徴収月額を算定するものとする。
- (2) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人に対し、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無等により行うものとする。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。病氣治療のため一時的な入院、職場の都合上で下宿し時々帰宅することを例としている等の理由で、一時的に児童と同一家で生活していない場合も、児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第 877 条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者を除く。)及びそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税等」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された前年分の所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項(同条第 2 項第 1 号、第 2 号(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。))及び第 3 号(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 5 第 1 項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条の規定は適

用しない。)、地方税法により賦課される当該年度の市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。この場合において、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第 323 条による免除をいう。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

### (3) 適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

- 3 徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用総額を超えないものとする。
- 4 徴収基準額の特例  
災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。
- 5 平成 25 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知)第 4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考 3(3)に準じて、B 階層に属する世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A 階層に属する世帯と同様の取扱いをするものとする